

注) 網掛けした取組は、変更のないものや、
軽微な記載内容変更のもの

行政経営指針行動計画(平成20～22年度)における旧取組からの継続状況一覧

計画No.		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
1	1	行政評価システムの推進	政策審議室		●	●			【取組内容】 統一された評価基準によって施策・事業の選択を行うための仕組みである「行政評価システム」については、13年度に「事務事業評価」を、15年度に「施策評価」を導入したところであるが、市民とのコミュニケーションの手法（ツール）のひとつとして、より一層の充実を図るため、更なる見直し・改善を行う。 また、今後は、市民意識（期待度・満足度）や、まちづくりの課題等を踏まえた上で、経営戦略のための判断材料が提供できる「政策評価」を構築する。 【目標】 19年度：「事務事業評価」、「施策評価」を施策・事業の立案・見直し等に活用 20年度以降：「政策評価」の運用	【取組内容】 統一された評価基準によって施策・事業の選択を行うための仕組みである「行政評価システム」については、第5次宇都宮市総合計画の完成に合わせ、 <u>成果指標の達成状況や、市民意識（期待度・満足度）評価を活用し、経営戦略のための判断基礎としての「政策評価」を構築し、運用を開始する。</u> <u>また、既存の「事務事業評価」、「施策評価」事務の効率化・短時間化に取り組むとともに、庁内各部署が「使いやすい」、市民が「分かりやすい」評価制度の再構築を検討する。</u> 【目標】 20年度：「政策評価」の構築・運用、「 <u>事務事業評価</u> 」、「 <u>施策評価</u> 」 <u>事務の更なる効率化と制度改善の検討</u>	20年3月に第5次総合計画を策定することに合わせて、内容を見直したため
2	2	協働評価制度の創設	◎みんなでまちづくり課、行政経営課、政策審議室								
3	3	まちづくりに関する市民の意見を反映する仕組みづくり	◎みんなでまちづくり課、広報広聴課、行政経営課		●	●			【取組内容】 市民やNPO、地域団体等からの意見や提案を施策事業として取り組める仕組みをつくる。 【目標】 市民提案事業制度の導入 19年度：実施内容の検討 20年度：市民提案制度の実施	【取組内容】 市民やNPO、地域団体等からの意見や提案を施策事業として取り組める仕組みとして <u>協働事業提案制度を実施する。</u> 【目標】 協働事業提案制度の導入 20年度： <u>協働事業提案制度の実施</u>	取組内容を具体的にしたため
4	4	まちづくりにおける市民参加手法の拡充	◎みんなでまちづくり課、広報広聴課、行政経営課								
5	5	自治基本条例の制定	行政経営課								
6	—	市民協働の推進	みんなでまちづくり課	●							「市民協働推進計画」の策定を受けて19年度に検討した結果、「行政経営指針行動計画」には、市民協働を推進していくための個別、具体的な取組のみを進行管理するようにし、「市民協働推進計画」と棲み分けをするよう整理したため
7－1	6－1	「もったいない運動」の推進	◎環境政策課、観光交流課								
7－2	6－2	学校版「もったいない運動」の推進	学校管理課			●			【目標】 19年度以降：事業の順次拡大	【目標】 20年度以降： <u>事業の継続実施・順次拡大</u>	目標を見直したため
8	7	市民協働の啓発	みんなでまちづくり課			●			【目標】 全市的にまちづくりに対する関心を高める。 19年度：市民向け協働リーフレットの作成	【目標】 全市的にまちづくりに対する関心を高める。	目標を見直したため
9	8	まちづくりに関する人材リストの作成	◎みんなでまちづくり課、生涯学習課								
10	9	まちづくりに関する活動情報の集約と提供	◎みんなでまちづくり課、地区行政課、生涯学習課、情報政策課								
11	10	まちづくりに関する資源の調査・活用	みんなでまちづくり課								
12	11	公共施設貸出システムの構築	◎みんなでまちづくり課、情報政策課								

計画No.		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
13	12	市民のまちづくり活動拠点の充実	◎みんなでまちづくり課, 地区行政課, 生涯学習課, 学校管理課, 管財課, 政策審議室			●			【目標】 まちづくり活動の場所を拡充 19年度：活動場所の拡充	【目標】 まちづくり活動の場所を拡充 20年度：・活動場所の拡充 ・今泉地域コミュニティセンターの整備 ・(仮称) まちづくりセンターの設置にむけた検討 ・市街地生涯学習センターにまちづくり活動拠点としての機能を検討 21年度：・築瀬地域コミュニティセンターの整備 ・地域行政機関の施設機能についての検討	総合計画実施計画などに基づく目標を追加設定したため
14	13	まちづくり活動支援の見直し・拡充	◎みんなでまちづくり課, 地区行政課, 財政課			●			【目標】 既存の支援策の見直し, 拡充を検討し, 新たな支援策を導入 19年度：支援策の策定 20年度：実施	【目標】 既存の支援策の見直し, 拡充を検討し, 新たな支援策を導入 20年度：・(仮称) まちづくりセンターに導入する機能に関する検討 ・協働の地域づくり支援事業補助金の地域裁量の拡大など	既存の支援策の拡充や, 新規事業による新しい支援事業の実施により, 当該取組の目標を達成していくため
15	14	構造改革特区・地域再生に係る申請・提案の推進	政策審議室								
16	19	地区行政の推進	◎地区行政課, みんなでまちづくり課, 政策審議室, 行政経営課		●	●			【取組内容】 平成18年5月に策定した「地区行政推進計画」に基づき, 「市民に身近な場所での総合行政サービスの展開」と「地域の特性を生かした住民主体のまちづくり」を推進する。 今後は, 18年度末の市町合併に伴い, 合併町に導入される「地域自治制度」と整合性を図りながら, 新宇都宮市として地区行政を推進していくための仕組みを構築する。 【目標】 19年度以降：計画の具体的な検討, 推進	【取組内容】 18年度に策定した「地区行政推進計画」に基づき, 「市民に身近な場所での総合行政サービスの展開」と「地域の特性を生かした住民主体のまちづくり」を推進する。 さらに, 合併に伴い導入した「地域自治制度」と整合性を図り, 新市の一体的な地区行政を推進していくための体制等を構築する。 【目標】 20年度以降：地域行政機関の機能・体制の具体化	本市独自の地区行政を推進するため, 地域行政機関の機能, 体制の考え方を, 19年度に整理したことから, 全市一体的な地区行政の推進や, 体制等の具体化に向けた検討を行っていくため
17	20	地域ビジョンの策定支援	みんなでまちづくり課			●			【目標】 22年度までに地域ビジョンを策定	【目標】 22年度までに37地区の地域ビジョン策定支援を開始	これからの地域まちづくりを市民と行政が共有するために, 地区行政の進め方, 協働のまちづくりを市民と行政が共に考えていくことが, 当該取組の目的である。各地域が地域ビジョンを策定するにあたり, 市が支援することが必要であることから, 具体的な表現に修正した。 なお, 上河内・河内地域については, 協働の主体となる地域まちづくり組織が未整備のため, 地域まちづくり組織の整備を優先とするため, 現時点での目標には盛り込まない。
18	21	安全で安心なまちづくりの推進	生活安心課			●	●	●	【取組名】 安全で安心なまちづくりの推進 【目標】 21年度までに市内37地区すべてにネットワークを構築 【推進スケジュール】 21年度に実施	【取組名】 地域防犯ネットワークの構築 【目標】 20年度までに市内39地区すべてにネットワークを構築 【推進スケジュール】 20年度に実施	「行政経営像」や「取組の柱」の表現, 「取組内容」, さらには他の項目との整合を考慮し, より「取組内容」を体现する名称に修正したため 19年度のアンケート調査の結果, ネットワークの核となる「地区の防犯活動を主導する団体(＝推進母体)」が多くの地区で存在することが判明し, また, 20年度からネットワークを活用した地域への支援を実施していくことから, 予定を前倒した。
19	22	高齢者地域活動実践塾の設置	高齢福祉課								
20	23	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークの構築	高齢福祉課								

計画No.		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
21	24	健康づくり実践活動の推進	健康増進課			●			【目標】 ・21年度末の設置数 33地区 ・21年度末の健康づくり推進員による地域における健康づくり活動回数 490回 ・21年度末の地域住民の健康づくり実践活動への参加者数（一般市民）12,000人	【目標】 ・21年度末の設置数 39地区 ・21年度末の健康づくり推進員による地域における健康づくり活動回数 500回 ・21年度末の地域住民の健康づくり実践活動への参加者数（一般市民）13,000人	市町合併による地区数の見直しと、それに伴う目標値の見直し
22	25	地域住民による不法投棄監視体制の確立	廃棄物対策課				●		【推進スケジュール】 20年度：2地区設置 21年度：2地区設置	【推進スケジュール】 20年度：3地区設置 21年度：3地区設置	残り4地区について、スケジュールの前倒しをするとともに、上河内・河内地域にも設置するため
23	26	地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の促進	文化課								
24	27	地域と連携した学校づくり	学校教育課		●				【取組内容】 地域と共に歩み、信頼と魅力のある学校づくりを進めるため、学校・PTA・地域諸団体等によって構成される「魅力ある学校づくり地域協議会」を各学校に設置するとともに、「学校の特色づくり」や「児童生徒の『健全育成』や『安全確保』、『学習支援』などの充実」を図る取組を学校と家庭・地域・企業等が連携して実施する。	【取組内容】 地域と共に歩み、信頼と魅力のある学校づくりを進めるため、学校・PTA・地域諸団体等によって構成される「魅力ある学校づくり地域協議会」を各学校に設置するとともに、「 <u>児童生徒の健全育成や安全確保</u> 」，「 <u>地域人材などを生かした学習支援</u> 」，「 <u>家庭や地域の教育力向上を図る取組</u> 」などを学校と家庭・地域・企業等が連携して実施する。	取組の具体的内容の表現を見直したため
25	28	西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効活用	農村整備課								
26	29	地域自治制度の創設・推進	◎地区行政課，行政経営課		●	●		●	【取組名】 地域自治制度の創設・推進 【取組内容】 合併後の新たな仕組みとして旧河内，上河内地域に創設する地域自治制度が，地域の実情に即したものと定着し，より良い制度として発展して行くことができるよう，地域自治の拠点となる「地域自治センター」と，地域住民等で構成する「地域自治会議」を設置し，運営する。また，適宜，検証を行い，改善を図る。 【目標】 地域自治制度の定着 19年度以降：地域自治センターの設置，地域自治会議の設置・運営	【取組名】 地域自治制度の <u>円滑な運営</u> 【取組内容】 合併に伴い <u>上河内・河内地域に導入した地域自治制度が，地域の実情に即したものと定着し，より良い制度として発展して行くことができるよう，地域自治の拠点となる「地域自治センター」と，地域住民等で構成する「地域自治会議」を円滑に運営する。また，適宜，検証を行い，改善を図る。</u> 【目標】 <u>20年度以降：地域自治センター，地域自治会議の円滑な運営</u>	「地域自治センター」及び「地域自治会議」について，現状にあわせて修正を加えたため
27	30	内部管理システムの連携強化	行政経営課			●	●		【目標】 21年度：コンピュータシステムの稼動（新内部管理システムの本格実施） 【推進スケジュール】 19年度：一部実施 21年度：実施	【目標】 21年度：第1次開発内部管理コンピュータシステムの稼動 23年度：第2次開発内部管理コンピュータシステムの全体稼動（新内部管理システムの本格実施） 【推進スケジュール】 20年度以降：一部実施	18年度に策定した「内部管理システム基本計画」における仕様（特にトップマネジメント・ミドルマネジメントを支援するための情報を提供できるシステム）を実現するために，文書管理，政策形成・行政評価システム，共通基盤，グループウェアを2次開発することとしたため
28	31	公益通報者保護制度の推進	◎行政経営課， 広報広聴課，人事課， 商工振興課		●	●		●	【取組名】 公益通報者保護制度の推進 【所管課】 行政経営課・広報広聴課・人事課・商工振興課 【取組内容】 平成16年6月に公益通報者保護法が施行されたことに伴い，企業不祥事の内部通報者である労働者が解雇等の不利益を被らないよう，法律等の周知を図る。 また，行政機関として外部からの公益通報に対し調査や教示等の的確な対応をとることができるよう体制を整備するとともに，一事業者として不祥事防止のための取組を行う。 【目標】 19年度以降：実施	【取組名】 <u>内部通報制度の推進</u> 【所管課】 行政経営課・人事課 【取組内容】 <u>18年4月に施行された公益通報者保護法に基づき，内部通報制度の適正な運用を推進すること</u> <u>で，市の内部の法令遵守意識の向上を図り，透明で公正な行政経営を推進する。</u> 【目標】 20年度以降：推進	市の内部の法令遵守意識の向上を図り，透明で公正な行政経営を推進するため，内部通報制度の一層の有用化を推進することを目的として見直しを行うもの。 今後，行動計画においては，内部通報制度の適正な運用に特化し，外部の労働者等から受け付ける公益通報については，各所管課等の事務事業として法に基づく適正な対応を確保するものとし，これまでどおり，通報先が不明な場合の正しい通報先の教示を広報広聴課が，不利益な取扱いに関する相談・支援を商工振興課が行うものとする。
29ー1	32ー1	窓口サービスの向上	行政経営課								

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
29-2	32-2	市民にやさしい窓口の推進	市民課		●			●	【取組名】 市民にやさしい窓口の推進	【取組名】 市民にやさしい窓口の推進（あいさつの励行等）	発券機の導入により窓口の公平性やおもてなしの対応等、一定の成果をあげたことから、引き続き市民にやさしい窓口を推進するため
									【取組内容】 市民に対していっそう「わかりやすく、おもてなしの心にあふれた」受付が可能となるよう、あいさつの励行や窓口における受付体制の改善を図るとともに、受付自動発券機やローカウターの設置など有効な方策について検討し、窓口改善を実施する。 19年度は、自動発券機の設置及びフロアアシスタントの活用により、来客の流れに対応した受付体制を検証し、受付体制を見直す。	【取組内容】 市民に対して、おもてなしの心を持って接し、気持ちの良い対応をするため、日頃から明るく、大きな声であいさつを行う運動に取り組む。 また、転入・出生に係るワンストップ窓口を設置することにより、利便性をより一層向上させる。	
30	—	男女共同参画推進センター機能の充実	男女共同参画課	完了予定							男女共同参画推進センター機能の充実（※）を図った結果、19年度の利用者数が、21年度末の目標である43,000人を上回る見込みとなり、早期の目標達成ができたため ※ 充実した機能の主な内容 ・19年度にセンター職員を増員 ・イベントや講座の開催、チャレンジ支援の実施など、事業実施体制の確立
31	33	青少年関連施設の機能の充実	青少年課		●	●			【取組内容】 「勤労青少年ホーム」、 「少年補導センター」及び「青少年センター」の青少年関連施設における青少年事業の充実を図るため、青少年健全育成指針に基づき、それぞれの事業等の見直しを行いながら、施設機能の充実を図る。 （具体的な内容） ・勤労青少年ホーム 第9次勤労青少年福祉対策基本方針に基づき事業内容を見直すとともに、青少年センター機能について検討し、状況を見ながら、指定管理者制度の導入を目指す。 ・少年補導センター 相談機能の充実 ・青少年センター 事業の拡充	【取組内容】 「勤労青少年ホーム」、 「少年補導センター」及び「青少年センター」の青少年関連施設において、青少年事業の充実を図るため、青少年健全育成指針に基づき、 <u>それぞれの在り方について下記のとおり見直す。</u> ①勤労青少年ホーム <u>現在の事業と青少年センター事業を一体的に展開する。</u> ②少年補導センター <u>非行の未然防止事業と青少年の自立支援対策の拠点として位置づける。（仮称：青少年自立支援センターへ名称変更）</u> ③青少年センター <u>勤労青少年ホームに拠点を移し青少年活動の促進を図る。（仮称：青少年活動センターへ名称変更）</u>	3つの拠点施設のあり方について見直し・検討を行い、各施設における方向性が決定したため
									【目標】 19年度：施設機能の検討・充実	【目標】 利用者の利便性の向上、施設の有効活用	
32	34	通学区域の見直し	教育企画課		●				【取組内容】 学校規模の適正化を図るため、通学区域の見直しを行う。 ・通学区域変更8校（16年度実施済） ・隣接校との通学区域弾力化18校 ・小規模特認校導入2校 ・その他の見直し（遠距離通学地区、土地区画整理事業施行地区） ・学校配置のあり方を踏まえた通学区域の変更 ・基本的に現在の通学区域を維持するが、合併町も含めて必要に応じて、通学距離などの観点による通学区域見直しを検討	【取組内容】 学校規模の適正化を図るため、通学区域の見直しを行う。 ・通学区域変更8校（16年度実施済） ・隣接校との通学区域弾力化18校 ・小規模特認校導入2校 ・その他の見直し（遠距離通学地区、土地区画整理事業施行地区） ・学校配置のあり方を踏まえた通学区域の変更 ・基本的に現在の通学区域を維持するが、 <u>上河内・河内地域も含め、必要に応じて学校規模の適正化や通学距離などの観点による通学区域見直しを検討</u>	取組内容の表現を見直したため
33-1	35	事務処理の適正化の推進	行政経営課			●			【目標】 19年度以降：事務フローチャート等の整備	【目標】 20年度以降： <u>事務処理における類似ミス防止のための情報共有化の仕組の整備</u>	
33-2	—	合併に伴う事務処理の適正化	◎地区行政課, 行政経営課	完了							
34-1	36-1	全庁的な外部委託の推進	行政経営課								

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
34-2	—	旅費計算の外部委託の実施	人事課	●							18年12月に策定した「宇都宮市内部管理システム基本計画書」に基づき、内部管理業務に関する個々のコンピュータシステムを統合・連携し、データの共有化や効果的なデータ活用を図ることにより、内部での業務効率化、コスト縮減が見込めることから、外部委託することを取り止めることとしたため
34-3	—	給与計算の外部委託の実施	人事課	●							18年12月に策定した「宇都宮市内部管理システム基本計画書」に基づき、内部管理業務に関する個々のコンピュータシステムを統合・連携し、データの共有化や効果的なデータ活用を図ることにより、内部での業務効率化、コスト縮減が見込めることから、外部委託することを取り止めることとしたため
34-4	—	総合案内業務の外部委託の実施	管財課	完了							
34-5	—	ファミリーサポートセンター業務の外部委託の実施	男女共同参画課	完了							
34-6	36-2	保育園給食調理業務の外部委託の推進	児童福祉課			●	●		【目標】 19年度：新設保育園において実施（既存の保育園については、今後、検討） 【推進スケジュール】 19年度：実施（西部地区保育園） 20年度以降：検討	【目標】 既存の保育園について、今後検討 【推進スケジュール】 20年度：検討 21年度以降：一部実施	西部保育園の給食調理外部委託の検証を進めながら、既存保育園での実施を検討するため
34-7	36-3	環境学習センター管理業務等の外部委託の実施	環境政策課								
34-8	—	ごみ処理業務(南清掃センター)の外部委託の実施	クリーンセンター	完了							
34-9	—	上下水道使用受付業務の外部委託の実施	サービスセンター	完了							
34-10	36-9	浄水場運転管理業務等の外部委託の実施	配水管理センター			●	●		【目標】【推進スケジュール】 20年度：実施（松田新田浄水場）	【目標】【推進スケジュール】 20年度：実施（松田新田浄水場） 22年度：実施（今市浄水場、白沢浄水場及び配水コントロール保守点検を含めた委託）	22年度の対象（施設・業務）を追加したため
34-11	36-10	下水処理場運転管理業務等の外部委託の実施	下水道施設管理課		●			●	【取組名】 下水処理場運転管理業務等の外部委託の実施 【取組内容】 下水処理場運転管理業務について、質の高いサービスの提供と経営基盤の強化を図るため、外部委託を実施する。 ※18年度から一部実施済み ※21年度から包括的委託を導入	【取組名】 水再生センター運転管理業務等の外部委託の実施 【取組内容】 水再生センター運転管理業務について、質の高いサービスの提供と経営基盤の強化を図るため、外部委託を実施する。 ※18年度から一部実施済み ※21年度から包括的委託を導入	施設の名称を変更したため
34-12	—	被爆者健診業務の外部委託の実施	保健予防課	完了							
34-13	36-12	学校給食調理業務の外部委託の推進	学校健康課			●			【目標】 21年度末：小学校46校を委託（毎年6校実施）	【目標】 22年度当初：中学校25校中23校、 小学校68校中54校委託 （毎年7校程度の実施）	市町合併に伴い、河内地域の学校を20年度から新たに対象とするため
34-14	36-13	ちとせ寮・松原荘の民営化	高齢福祉課								
34-15	36-14	公立保育園の民営化・統廃合	児童福祉課				●		【推進スケジュール】 19年度：一部実施（西・あゆみ保育園の統廃合、雀宮、あずま保育園の民営化） 20年度：一部実施（大曾保育園の民営化） 21年度：一部実施（御幸が原、不動前、緑が丘保育園の民営化）	【推進スケジュール】 20年度：一部実施（大曾保育園の民営化） 21年度：一部実施（御幸が原、不動前、緑が丘保育園の民営化） 22年度：一部実施（みなみ、北保育園の民営化）	22年度の対象（施設）を追加したため
34-16	—	精神障がい者への居宅介護事業の見直し	障がい福祉課	完了							
34-17	36-15	霊園の管理手法の見直し	生活安心課			●	●		【目標】 19年度：検討 【推進スケジュール】 19年度以降：検討	【目標】 20年度：管理体制の効率化 【推進スケジュール】 20年度以降：推進	20年度より、聖山公園の正規職員1名を再任用職員に変更するため

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
35-1	37-1	指定管理者制度の導入・推進	行政経営課								
35-2	36-11	みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入	公園緑地課		●	●	●	●	【取組名】 みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入 【取組内容】 みずほの自然の森公園の一部供用開始を契機に、地域や民間の資源を効果的に活用し、これまで以上に質の高いサービスを提供するため、地域団体やボランティアとの連携も含め、指定管理者制度の導入を推進する。 【目標】【推進スケジュール】 20年度：導入	【取組名】 みずほの自然の森公園の<u>維持管理業務の外部委託の推進</u> 【取組内容】 みずほの自然の森公園の一部供用開始を契機に、地域や民間の資源を効果的に活用し、これまで以上に質の高いサービスを提供するため、<u>市民協働の観点から、地域団体などの公共的団体に一部管理業務の委託を段階的に進め、団体の育成を図るとともに、将来的には市民協働型の指定管理者制度の導入を目指す。</u> 【目標】【推進スケジュール】 20年度：一部委託 21年度以降：委託業務の拡大	市の公園全般の管理運営方法を整理分類し、みずほの自然の森公園などの比較的規模が大きな公園については、地域団体などの公共的団体が管理運営に参画できるため、市民協働による管理運営を推進することとした。 また、みずほの自然の森公園については、意欲のある地域団体などの公共的団体に管理業務を段階的に委託し、団体の育成を行いながら、将来的には市民協働型の指定管理者制度の導入を目指すこととした。
35-3	—	オリオン市民広場への指定管理者制度の導入	商工振興課	完了							
35-4	—	細谷地域コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	みんなでまちづくり課	完了							
36	38	外郭団体の見直しの推進	行政経営課		●	●		●	【取組名】 外郭団体の見直しの推進 【取組内容】 公共サービスの担い手である外郭団体について、設立目的の実現に向け、「外郭団体見直し基本計画」に基づき、抜本的な見直しを推進する。 また、各外郭団体に対しても、自らが「経営改革計画」を策定し、改革に取り組むよう指導する。 その他の出資団体については、「外郭団体見直し基本計画」に基づき、出資者としての立場から、必要に応じた見直しを設置主体に要請する。 (取組内容) - 市の取組内容 「人的関与の見直し」、「財政的関与の見直し」及び「マネジメント・サイクルの確立に向けた支援」 - 外郭団体の取組内容 「事業の充実、効率化」、「財政基盤の強化」、「執行体制（組織・役職員数等）の適正化」及び「情報公開（提供）の充実・徹底」 【目標】 - 外郭団体の設立目的の実現 - 市の人的・財政的関与の縮小 21年度までに派遣職員を10％削減（17年度基準）	【取組名】 出資法人等の見直しの推進 【取組内容】 公共サービスの担い手である出資法人等について、設立目的の実現に向け、抜本的な見直しを推進する。 また、各出資法人等に対しても、自らが「経営改革計画」を策定し、改革に取り組むよう指導する。 (取組内容) - 市の取組内容 「人的関与の見直し」、「財政的関与の見直し」及び「マネジメント・サイクルの確立に向けた支援」 - 出資法人等の取組内容 「事業の充実、効率化」、「財政基盤の強化」、「執行体制（組織・役職員数等）の適正化」及び「情報公開（提供）の充実・徹底」 【目標】 - 出資法人等の設立目的の実現 - 市の人的・財政的関与の縮小 22年度までに役職員を15％削減	「出資法人等改革推進計画」が策定されたため
37	39	新斎場整備への民間活力(PFI手法)の導入	生活安心課		●	●	●		【取組内容】 新斎場の整備において、民間の資金・経営ノウハウ・技術的能力等を効果的に活用して、行政サービスの向上と総コストの低減を図るため、PFI手法を導入するとともに、管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を併せて導入する。 【目標】 19年度：PFI事業権契約の締結、指定管理者制度の導入 【推進スケジュール】 19年度：実施	【取組内容】 新斎場の整備において、民間の資金・経営ノウハウ・技術的能力等を効果的に活用して、行政サービスの向上と総コストの削減を図るため、PFI手法を導入するとともに、管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を併せて導入し、<u>民間による施設運営を行う。</u> 【目標】 20年度：施設整備完了、指定管理者による運営開始 【推進スケジュール】 20年度：実施	市議会19年6月定例会において、PFI事業契約及び指定管理者の指定に関する議決を得ており、7月から工事に着手するなど、スケジュールどおり進捗しているが、実際にPFI手法により施設整備を完了し、指定管理者による新斎場の運営開始が21年3月からであることから、運営開始までを目標とする。
38	40	交通災害共済制度の見直し	生活安心課								

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
3 9	4 1	高齢者サービスの見直し	高齢福祉課								
4 0	—	各種障がい者福祉サービスの受益者負担の見直し	障がい福祉課	完了							
4 1	4 2	市単独手当の統廃合(児童福祉手当等)	児童福祉課			●	●		【目標】 2 0 年度：実施 【推進スケジュール】 1 9 年度：準備 2 0 年度：実施	【目標】 2 1 年度：実施 【推進スケジュール】 2 0 年度：準備 2 1 年度：実施	手当を見直す上で影響の大きい、2 0 年度からの児童扶養手当の減額措置の内容が1 9 年1 2 月に示されたことから、課題を整理し直すのに期間を要するため
4 2	4 3	合併町施設の開庁時間等の見直し	◎行政経営課, 人事課								
4 3	4 4	申請・届出の電子化	情報政策課		●				【取組内容】 市民がいつでも・どこからでも・容易に・安全に市に対して申請・届出や施設予約手続等を行えるよう、県内市町村で構成する「県市町村情報化推進協議会」において汎用受付システムを構築する。	【取組内容】 市民がいつでも・どこからでも・容易に・安全に市に対して申請・届出等を行えるよう、県内市町村で構成する「県市町村情報化推進協議会」において汎用受付システムを構築する。	「汎用受付システム」は、市に対する申請・届出を行う「電子申請届出システム」と市の施設予約等を行う「施設予約システム」との2つのシステムを合わせたものである。 「施設予約システム」については、1 8 年度に実施した「第2 次宇都宮地域情報化計画」策定に係る基礎調査において、導入への市民ニーズが高かったことなどから、同計画の重点事業として位置付け、本市独自にシステムを構築するため、庁内検討組織を立ち上げ、1 9 年度末を目途に導入に向けた取組を進めている。 そのため、「施設予約システム」とは別に、「電子申請届出システム」についてのみが「県市町村情報化推進協議会」において引き続き検討することとなったため、実情にあわせて見直しを行うものである。
4 4	4 5	電子入札の推進	契約課		●	●	●	●	【行政経営像】 ムダのない行政経営 【取組内容】 入札における透明性・競争性・公平性を高めるため、「制限付き一般競争入札」の適用範囲を拡大するとともに、これに伴い増加する事務の効率化を図ることができる電子入札（1 6 年度一部導入）を推進する。 【目標】 1 9 年度：・工事・コンサルタント業務の入札全てに適用(約1, 2 0 0 件) ・参加者の来庁の減少による経費の減(約4, 4 0 0 千円) 【推進スケジュール】 1 9 年度：実施	【行政経営像】 分かりやすい行政経営 市民と共に歩む行政経営 すばやい行政経営 【取組内容】 入札における透明性・競争性・公平性を高めるため、「制限付き一般競争入札」の適用範囲を拡大するとともに、 <u>入札の経過や有資格者情報をインターネットを通して公表する電子入札を推進する。</u> 【目標】 2 3 年度：工事・コンサルタント業務・物品購入に関して、 <u>市内業者を対象とする入札全てに電子入札を適用</u> 【推進スケジュール】 2 0 年度以降：推進	電子入札の適用範囲を拡大するにあたり、取組内容等を精査し、目標等を見直したため
4 5	4 6	土地家屋情報管理GISの導入	資産税課								
4 6	4 7	保健・福祉の情報化の推進	保健福祉総務課		●	●	●		【取組内容】 保健福祉分野における行政内部の情報化を推進するため、現在、保健福祉部内で運用している複数のシステムを統合し、総合保健福祉オンラインシステムを構築する。 【目標】 2 1 年度の総合保健福祉オンラインシステムの構築に向けて検討 【推進スケジュール】 1 9 ～2 0 年度：検討 2 1 年度：実施	【取組内容】 他課情報との連携・共有化や、制度改正等への対応が迅速に行える、 <u>クライアントサーバー方式によるパッケージソフトを使用した保健福祉に関するオンラインシステムを導入する。</u> 【目標】 2 0 年度：実施 【推進スケジュール】 2 0 年度：実施	費用対効果からみた合理性や、制度改革等へ早急に対応できる迅速性に優れるなどの理由から、クライアントサーバー方式によるパッケージソフトを使用したオンラインシステムを導入することとなったため
4 7	4 9	電子納品の推進	検査室								

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
4 8	5 0	下水道台帳管理システムの構築	工事受付センター			●	●		【目標】 2 0 年度：一部運用開始 【推進スケジュール】 1 9 年度：準備 2 0 年度：一部実施	【目標】 2 1 年度：一部運用開始 【推進スケジュール】 2 0 年度：準備 2 1 年度：一部実施	水道施設情報管理システムの運用を踏まえた調整が必要であることや、システム導入後の運用計画の検討に時間を要していることから、実施を1年遅らせることにしたため
4 9	5 1	公用車保有台数の適正化	管財課								
5 0	—	本庁舎建築設備更新整備へのESCO事業の導入	管財課	完了 予定							
5 1	5 2	公共施設等の有効活用の推進	政策審議室								
5 2－ 1	5 3－ 1	橋りょうの長寿命化の推進	道路維持課								
5 2－ 2	5 3－ 2	公共建築物の長寿命化の推進	建築保全課			●			【目標】 ・2 1 年度：全棟数（3 2 6 棟）に対する修繕計画作成棟数率 1 0 0 %	【目標】 ・毎年度：計画的な施設劣化診断調査の実施と最新情報による修繕計画の更新 ・2 1 年度：全棟数（3 6 9 棟）に対する修繕計画作成棟数率 1 0 0 %	市町合併に伴い、旧2町の予防保全対象建築物4 3 棟を加え、2 1 年度を目途に予防保全対象建築物全棟の修繕計画を作成することとしたため
5 3	5 4	ゆず園の有効利用	観光交流課			●	●		【目標】 施設の有効利用 【推進スケジュール】 1 9 年度以降：推進	【目標】 整備計画の策定 【推進スケジュール】 2 0 年度以降：検討	上河内地域にある本施設の有効利用方法について、市町合併後の全市的な視点で検討した結果、観光施設として十分でないところもあることから、整備計画の策定も含め、再検討することとしたため
5 4	5 5	補助金の整理・合理化	財政課								
5 5	5 6	使用料・手数料等の適正化	財政課			●			【目標】 1 9 年度：使用料・手数料等の改定	【目標】 2 0 年度以降：推進	目標を見直したため
5 6	5 7	税財源の充実・強化	財政課								
5 7	5 8	有料広告の掲載による財源の確保	財政課								
5 8	6 0	市独自のバランスシート等の作成	財政課								
5 9－ 1	6 1－ 1	諸手当(特殊勤務手当等)の継続的な検証・見直し	人事課								
5 9－ 2	6 1－ 2	上下水道局における諸手当(特殊勤務手当等)の継続的な検証・見直し	企業総務課								
6 0－ 1	6 2－ 1	未利用地の売払い	管財課								
6 0－ 2	6 2－ 2	上下水道局における未利用地の売払い	企業総務課								
6 1－ 1	6 3－ 2	税の収納率の向上	主税課			●			【目標】 ・市税収納率の持続的向上：前年度を上回る収納率の確保（1 7 年度：9 2． 9 %） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（1 7 年度：5， 3 9 6 百万円）	【目標】 ・市税収納率の持続的向上：前年度を上回る収納率の確保（1 8 年度：9 3． 1 %）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
6 1－ 2	6 3－ 3	墓園共用施設管理手数料の収納率の向上	生活安心課			●	●		【取組内容】 墓園管理手数料の長期滞納者などの悪質な使用者に対して、収納対策を強化することにより、市営霊園の適正な管理や公平性の確保を図る。 なお、使用者不明や承継者不明となっている事案については、使用権消滅及び無縁墓への改葬の手続きを実施する。 【目標】 ・管理手数料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（1 7 年度：9 1． 5 %） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（1 7 年度：8， 4 5 2 千円）	【取組内容】 墓園管理手数料の長期滞納者などの悪質な使用者に対して、訪問徴収の回数増やカラー催告の実施、使用権取消などを含めた収納対策を強化することにより、市営霊園の適正な管理や公平性の確保を図る。 なお、使用者不明や承継者不明となっている事案については、使用権消滅及び無縁墓への改葬の手続きを実施する。 【目標】 ・管理手数料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（1 8 年度：9 1． 6 %）	取組の具体例を追加 調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
6 1－ 3	6 3－ 4	国民健康保険税の収納率の向上	国保年金課			●			【目標】 ・国民健康保険税収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（1 7 年度：6 9． 7 1 %） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（1 7 年度：5， 0 7 7 百万円）	【目標】 ・国民健康保険税収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（1 8 年度：7 1． 0 7 %）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため

計画Ｎｏ．		取組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容		
				継続 しないもの	取組 内容	目標	推進 スケジュール	その他			
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由
61-4	63-5	介護保険料の収納率の向上	高齢福祉課			●			【目標】 ・介護保険料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：94.0％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：132,380千円）	【目標】 ・介護保険料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：94.46％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
61-5	63-6	障がい者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上	障がい福祉課			●			【目標】 ・障がい者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：17.3％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：7,221千円）	【目標】 ・障がい者福祉サービス利用者等負担金の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：61.2％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
61-6	63-7	保育費扶養者負担金収納率・母子寡婦福祉資金償還率の向上	児童福祉課			●			【目標】 (保育費扶養者負担金) ・保育費扶養者負担金収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：92.4％） ・収納未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：114,346千円） (母子寡婦福祉資金) ・母子寡婦福祉資金償還率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：36.7％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：122,485千円）	【目標】 (保育費扶養者負担金) ・保育費扶養者負担金収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：現年度97.5％, 過年度16.7％, 合計91.9％） (母子寡婦福祉資金) ・母子寡婦福祉資金償還率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：現年度79.8％, 過年度6.9％, 合計33.4％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
61-7	63-8	住宅使用料収納率の向上	住宅課		●	●			【取組内容】 住宅使用料を長期間滞納しているなどの支払いの意思を示さない入居者に対しては、これまで以上に明渡し訴訟を拡大することにより、市営住宅の適正な管理や公平性の確保を図る。 なお、特殊事情や複雑な事案については、高度な法的判断を要するため、訴訟業務は専門の弁護士に委託する。	【取組内容】 住宅使用料の滞納については、職員による夜間徴収、建設部内管理職及び庁内支援による休日徴収、退去滞納者の訪問徴収、連帯保証人催告等のほかに、長期間滞納しているなどの悪質な入居者に対しては、明渡し訴訟の強化に取り組むことにより、収納率の向上を図ると共に、市営住宅の適正な管理や公平性の確保を図る。	従来より具体的な取組内容を示すことにより、分かりやすく、取組みやすいものとした。
									【目標】 ・住宅使用料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：72.4％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：316,239千円）	【目標】 ・住宅使用料収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：71.3％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
61-8	63-9	奨学金返還金の収納率の向上	教育企画課			●			【目標】 ・奨学金返還金の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：92.2％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：13,444千円）	【目標】 ・奨学金返還金の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：88.4％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
61-9	63-10	水道料金等の収納率の向上	サービスセンター			●			【目標】 ・水道料金等の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（17年度：水道料金98.23％, 下水道使用料97.40％） ・収入未済額（滞納繰越額）の縮減：対前年度比でマイナス（17年度：水道料金313,483千円, 下水道使用料186,980千円）	【目標】 ・水道料金等の収納率の向上：前年度を上回る収納率の確保（18年度：水道料金97.3％, 下水道使用料96.2％, 下水道受益者負担金80.8％）	調定額の増減に影響されない指標となる収納率のみを目標とすることで、成果指標の比較を簡易かつ分かりやすくするため
62	64	競輪事業の経営基盤の強化	公営事業所								
63	65	公共工事のコスト縮減の推進	検査室								

計画 N o .		取 組	所管課	継続時の変更項目					継続の内容																																			
				継続 しないもの	取組 内容	目 標	推進 スケジュール	その他																																				
旧	新								旧計画	新計画	継続時の変更理由																																	
6 4	6 6	上下水道事業における財政構造改革の推進	経営企画課		●	●			【取組内容】 社会経済環境の変化による上下水道利用者の多様なニーズに柔軟・的確に対応するとともに、水道料金・下水道使用料を維持、抑制できるよう、上下水道事業の経営戦略プランに基づき、さらに財政構造改革計画を推進し、財政の健全性の確保に取り組む。 【目標】 1 9 年度：現計画の実績評価、新計画策定・推進	【取組内容】 社会経済環境の変化による上下水道利用者の多様なニーズに柔軟・的確に対応するとともに、水道料金・下水道使用料を維持、抑制できるよう、上下水道事業の経営戦略プランに基づき、 <u>1 9 年度に策定した財政構造改革計画を推進し、財政の健全性の確保に取り組む。</u> 【目標】 <u>2 0 年度以降：推進</u>	1 9 年度に上下水道事業の財政構造改革計画を策定したため																																	
6 5	6 7	旧ひがし保育園敷地等の借地返還（学童保育拠点の拠点換え）	生涯学習課				●	●	【所管課】 児童福祉課 【推進スケジュール】 2 0 年度：実施	【所管課】 生涯学習課 【推進スケジュール】 <u>2 2 年度以降：実施</u>	業務所管課が変更となったため 上河内東小留守家庭児童会施設の学校敷地内への移行については、実施場所を新たに確保する必要がある、実施場所の確保に向け調整を行っているところであるが、新たに施設整備を行う必要があることから、借地の返還までには数年を要する見込みである。 このため、本計画の推進スケジュールの見直しを行い、 2 2 年度以降の実施とする。																																	
6 6	6 8	定員管理の適正化	人事課		●	●			【取組内容】 「組織整備・定員適正化に関する方針」に基づき、価値の高い市民サービスの効果的・効率的な提供、新たな行政課題への迅速かつ柔軟な対応、市民との協働によるまちづくりの実現などを可能とする執行体制の整備に取り組む。 平成 1 9 年 3 月末に上河内町、河内町と合併する予定であり、各市町の現在の計画は下記のとおり <table><tr><td>期日</td><td>宇都宮市</td><td>上河内町</td><td>河内町</td><td>計</td></tr><tr><td>17.4.1</td><td>3, 6 1 5 人</td><td>1 1 1 人</td><td>2 3 3 人</td><td>—</td></tr><tr><td>18.4.1</td><td>3, 5 8 0 人</td><td>1 1 1 人</td><td>2 3 5 人</td><td>—</td></tr><tr><td>19.4.1</td><td>3, 5 0 0 人</td><td>1 1 0 人</td><td>2 3 4 人</td><td>3, 8 4 4 人</td></tr><tr><td>20.4.1</td><td>3, 4 2 0 人</td><td>1 0 8 人</td><td>2 3 0 人</td><td>3, 7 5 8 人</td></tr><tr><td>21.4.1</td><td>3, 3 0 0 人</td><td>1 0 7 人</td><td>2 2 4 人</td><td>3, 6 3 1 人</td></tr><tr><td>22.4.1</td><td>3, 2 0 0 人</td><td>1 0 3 人</td><td>2 1 8 人</td><td>3, 5 2 1 人</td></tr></table> 	期日	宇都宮市	上河内町	河内町	計	17.4.1	3, 6 1 5 人	1 1 1 人	2 3 3 人	—	18.4.1	3, 5 8 0 人	1 1 1 人	2 3 5 人	—	19.4.1	3, 5 0 0 人	1 1 0 人	2 3 4 人	3, 8 4 4 人	20.4.1	3, 4 2 0 人	1 0 8 人	2 3 0 人	3, 7 5 8 人	21.4.1	3, 3 0 0 人	1 0 7 人	2 2 4 人	3, 6 3 1 人	22.4.1	3, 2 0 0 人	1 0 3 人	2 1 8 人	3, 5 2 1 人
期日	宇都宮市	上河内町	河内町	計																																								
17.4.1	3, 6 1 5 人	1 1 1 人	2 3 3 人	—																																								
18.4.1	3, 5 8 0 人	1 1 1 人	2 3 5 人	—																																								
19.4.1	3, 5 0 0 人	1 1 0 人	2 3 4 人	3, 8 4 4 人																																								
20.4.1	3, 4 2 0 人	1 0 8 人	2 3 0 人	3, 7 5 8 人																																								
21.4.1	3, 3 0 0 人	1 0 7 人	2 2 4 人	3, 6 3 1 人																																								
22.4.1	3, 2 0 0 人	1 0 3 人	2 1 8 人	3, 5 2 1 人																																								